後期高齢者医療制度のしくみ

皆さんが病気や、けがをしたときの医療費などの支払いにかかるお金は、約5割が税金、約4割が若 い世代の保険料、約1割が高齢者の方一人一人の保険料で賄われています。

> 税金 若い世代の保険料 高齢者の保険料 約5割 約4割 約1割

被用者保険の被扶養者だった方の均等割の軽減割合

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険な どの被用者保険に加入していた方の扶養家族だった方は、均 等割が軽減され、所得割はかかりません。平成29年度から 均等割の軽減割合が変更となります。

	平成 28 年度	平成 29 年度
軽減率	9割軽減	7割軽減

高額療養費の自己負担限度額 8月から

高額療養費とは、病院などに長期入院したり治療が長引いたりして、医療費の自己負担額が高額になっ た場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が後で払い戻される制度です。

区分 (外来は個人単位、外来 + 入院は世帯単位)		1 カ月の自己負担限度額		
		平成 29 年 7 月まで	平成 29 年 8 月から	
現役並み所得者 (月収 28 万円以上などの窓口負担 3 割の方)		外来	44,400円	57,600円
		外来 + 入院	(医療費総額 -267,000 円)	× 0.01+80,100 円 ※ 1
一般 (現役並み所得者にも市民税非課 税世帯にも当てはまらない方)		外来	12,000円	14,000円 ※2
		外来 + 入院	44,000円	57,600円 ※1
	区分Ⅱ -	外来	8,000円	
本兄郑非钿郑卅 曹		外来 + 入院	24,600 円	
市民税非課税世帯	区分 I	外来	8,000円	
		外来 + 入院	15,00	00円

- ※1 高額療養費として払い戻しを受けた月数が直近12カ月間で3カ月以上あったときは、4カ月目から 自己負担限度額がさらに引き下げられ、自己負担限度額は44.000円となります。
- ※ 2 8月1日から翌年7月31日までの1年間の自己負担合計額の限度額は144,000円となります。

入院時生活療養標準負担額(居住費) 10月から

(1日当たり)

療養病床に入院すると、医療 費とは別に、食費・居住費を 自己負担することになってい ます。入院時生活療養標準負 担額とは、入院の際に皆さん に負担していただく金額です。

区分	平成 29 年 9 月まで	平成 29 年 10 月から
以下のいずれにも該当 しない方	320円	370円
指定難病患者を除く、厚 生労働大臣が定める者	0円	200円
指定難病患者	0円	0円
老齢福祉年金受給者	0円	0円

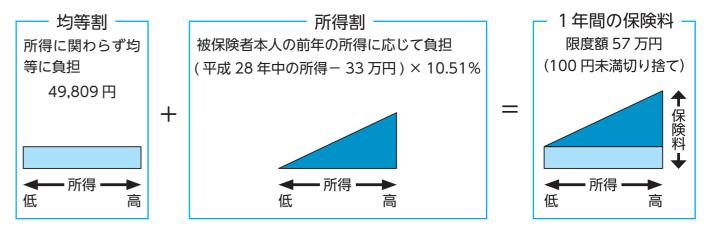
75歳以上の方へ

後期高齢者医療制度の見直し

問合先 市国保医療助成課

保険料の計算方法

保険料は当該年度の4月1日に決定します。年度の途中で制度に加入した場合は、加入した月からの月 割で計算します。



所得とは?

収入から必要経費を差し引いて残ったものが所得です。年金生活者の場合、公的年金などの源泉徴収票 に記載されている「支払金額」の合計額から、公的年金等控除額を差し引いたものが、所得となります。

均等割5割・2割軽減の所得判定基準

均等割は世帯の所得に応じて軽減されます。9割・8.5割・5割・2割の軽減があり、そのうち5割・2 割軽減となる所得の範囲が見直されました。所得は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。また、被 保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

【5割軽減】

平成 28 年度	平成 29 年度	
所得が33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	所得が 33 万円+ (27 万円×世帯の被保険者数)	
以下の方	以下の方	

【2割軽減】

平成 28 年度	平成 29 年度	
所得が 33 万円+ (48 万円×世帯の被保険者数) 以下の方	所得が 33 万円+ (49 万円×世帯の被保険者数) 以下の方	

所得割の軽減割合 所得割の軽減率が見直しとなりました。

【所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方】

	平成 28 年度	平成 29 年度
軽減率	5割軽減	2割軽減